

令和 7 年度（補正予算）及び令和 8 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）
新手法による電力融通モデル創出事業

＜TPO モデル事業＞

Q & A 集

令和 8 年 6 月 2 6 日改正
一般社団法人環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
2. 【応募申請時の提出書類について】	5
3. 【事業期間について】	6
4. 【補助対象経費について】	6
5. 【補助対象設備について】	8
6. 【採択以降について】	11
7. 【事業完了後について】	12
8. 【新手法による電力融通モデル創出事業について】	14

1. 【全般】

1-1. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されますか。

実施計画書等の記載内容が本補助事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。

なお、審査委員会で書面審査と合わせて、Web 会議等ヒアリングを実施する場合もあります。

1-2. 共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。

補助事業を自ら行い、財産を取得する者が代表事業者となります。

1-3. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。

1-4. 他の補助金と併用は可能ですか。

国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。

地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

1-5. 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。

交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。

1-6. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

公募全般に対するお問合せは、協会ホームページの「お問合せ」フォームを使ってからお問い合わせください。

1-7. 地方公共団体は、この事業に応募することはできますか。

地方公共団体は、代表事業者として応募することはできません。

ただし、地方公共団体で本補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者として申請することができます。

1-8. 電気設備の納期が長期化しており、事業完了期限までに間に合いそうにありません。必要設備を交付決定日前に発注・契約をしてよいでしょうか。

以下の設備については、納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助対象外経費とし、補助対象経費とは別に発注・契約を行うことを条件に交付決定日より以前に発注することを可能とします。

- ・ RPR（逆電力継電器）
- ・ OVGR（地絡過電圧継電器）
- ・ ZPD（零相電圧検出装置/検出器）
- ・ キュービクル、高圧分岐盤、変圧器（トランス）
- ・ 既設受変電設備の改造費
- ・ 電力系統の保護に必要なその他の装置（過電流継電器（OCR）、不足電圧継電器（UVR）など）
- ・ 電力計測に必要な機器類（電力量計（WHM）、計器用変成器（IT）など）

ただし、この場合においても事業期間内において補助対象設備（再エネ発電設備等）の設置工事及び検収が完了することが必要です。

1-9. 「地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める 促進区域」とはどのようなものですか。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法律第 117 号）第 21 条第 5 項に基づき、市町村が、再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリアを「促進区域」として定めるものです。

促進区域で実施する事業に該当する場合には、

- ①市町村の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた促進区域に係る文書の写し（WEB 掲載場所の URL を余白に記載）

- ②その他必要な補足説明資料

を、提出してください。提出書類に基づき審査をしますので、①だけで判断ができない可能性がある場合には、②を必ず提出してください（提出資料のみで該当性が十分に判断できない場合には評価対象外とします）。

促進区域内で実施する事業であっても、当該事業で導入する再エネ設備が、当該促進区域の促進対象とされていない場合は、評価対象とはなりません。

なお、公募締切日までに地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられた文書として市町村 WEB サイトにて正式公表された促進区域が評価対象となり、検討中のものや WEB 公表前等のものは、評価対象とはなりません。

1-10. 導入設備の設置に関する耐震基準等留意することはありますか。

地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

太陽光パネルや蓄電池などの太陽光発電設備や充電、充放電設備等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

その際、設備を設置する建物の耐震レベル以上となるようにしてください。

1-11. 「土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものを言いますか。

設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が稼働できるように措置を講じることをいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。ただし、地域によって補助対象設備が稼働できるような措置を講じることが困難な場合は、「保険加入して被災した設備の修復に努める」など、確実・迅速に稼働できる対策を講じてください。

1-12. 既に太陽光発電設備がある施設に、さらに増設する形で本補助事業を活用したいのですが、本補助事業の対象になるでしょうか。

本補助事業での導入量が適切であることを示していただければ、対象となり得ます。

なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。

また、CO2 排出削減効果においては、本補助事業での数値が必要です。既実施事業と切り分けが必要です。

1-13. 屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施は努力義務という理解でよいでしょうか。

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施に努めることとされています。

1-14. 本補助事業の申請前に、周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料の提出も認められるでしょうか。

再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において指定する様式において提出をお願いいたします。

1-15. 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が規定する水平距離内に周辺地域の住民が居住していない等の場合、説明会等を実施する必要はあるでしょうか。

説明会等の実施については、再エネ発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が、同ガイドラインにおいて掲げる一定の範囲内に居住する者等に対して行うことを求めるものです。

範囲内に居住する者が存在しない場合は、その旨を自治体に確認するなど、ガイドラインに沿った対応を行ってください。

1-16. 温室効果ガス排出削減に関する目標設定とはどのようなことですか。

2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、事業者が設定している温室効果ガスの排出削減目標のことで、目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を提出してください。

1-17. デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録とはどのようなことですか。

デコ活とは二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことで、デコ活応援団での活動状況、登録内容等がある場合は、その根拠資料を提出してください。

(参考) デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

1-18. 「エコ・ファースト認定企業であること」とはどのようなことですか。

エコ・ファースト制度とは環境大臣に対し、地球温暖化対策など、自らの環境保全に関する約束をし、「先進的、独自の波及び効果のある事業活動」を行っている企業であると環境大臣に認定された企業のことです。当該約束事、取組などが掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を提出してください。

(参考) 環境省 エコ・ファースト制度のウェブサイト：
<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

2.【応募申請時の提出書類について】

2-1. 様式 1 応募申請書の「代表者」は誰にすればよいですか。

法人の代表権を持つ方としてください。

代表者からの公式な（代表者印が押されるなど）委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2. 別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

代表事業者となる団体に属し、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

代行申請はできません。

2-3. 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。

応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。

2-4. 定款、業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいですか。

問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。

単体と連結、両方提出してください。

2-6. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。

ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当される場合は、事前に協会に相談してください。

2-7. 定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。

不要です。写しを提出してください。

2-8. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出したらよいですか。

二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を参考にして算出してください。

3.【事業期間について】

3-1. 複数年度事業として応募をすることは可能ですか。

補助事業期間は事業により異なります。

①計画策定事業：単年度

②設備導入事業：3年度以内※1、※2

※1 年度ごとに交付申請を行い、事業完了する必要があります。

※2 2年目以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

3-2. 事業完了はいつまでにすればよいですか。

補助事業完了時期については、原則として当該年度の1月末日までとします。

また、事業完了とは、当該年度に行われた委託・請負等に対して、検収に加え対価の支払いをすることまでを指します。

3-3. 事業期間を複数年度とする設備導入事業において、1年目に詳細設計のみ行うことは可能ですか。

可能です。

4.【補助対象経費について】

4-1. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

①計画策定事業

＜補助対象外経費の例＞

- ・PC、ワークステーション、その他の備品類の購入費用
- ・ソフトウェア購入費用及び保守・ライセンス費用等
- ・消耗品
- ・委託先等への振込手数料
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用

②設備導入事業

＜補助対象外設備の例＞

- ・LED照明、ヒートポンプ技術を活用しない省エネ設備
- ・非常時のみ稼働する設備
- ・需要側設備の排熱を利用する二次側設備（給湯設備、空調機等）
- ・二酸化炭素排出削減に寄与しない設備

＜補助対象外経費の例＞

- ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、周辺機器、法定必需品等に係る経費
- ・実証的な製品
- ・気温計・日射計・気象信号変換器、普及啓発用機器（モニター・ケーブル）

- ・無停電電源装置（UPS）
- ・消耗品（導入する設備に用いる予備品、交換用品、定期的に交換する消火器等も含む）
- ・売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金）
- ・パワーコンディショナ等の保証料
- ・本補助金への応募・申請・報告等の手続に係る経費
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- ・工事会社等への振込手数料
- ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む）
- ・残土の処理費用（処分費・運搬費）
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用
- ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
- ・安全フェンス等の設置に係る費用
- ・補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等

4-2. 消費税は補助対象となりますか。

消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体（特定収入割合が5%を超える場合）及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。

5.【補助対象設備について】

5-1. 充放電設備、充電設備については、最新の充電インフラ補助金の補助対象設備のみが対象でしょうか。

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電設備、充放電設備については、経済産業省の最新の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ補助金」の以下の銘柄に限ります。

（充放電設備） 最新の充電インフラ補助金の「(別表1) 型式ごとの補助金交付額」

（充電設備） 最新の充電インフラ補助金の「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」

5-2. 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）は、CEV 補助金の補助対象車両のみが対象でしょうか。

外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池で、最新の CEV 補助金の補助対象車両一覧の銘柄に限ります。

5-3. 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）は、中古品でも対象になりますか。

補助対象外です。

5-4. 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）は、CEV 補助金を取得していた場合はどうなりますか。

補助対象外です。

5-5. 車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠ですか。

車載型蓄電池の導入に際しては、充放電設備の導入が不可欠です。

（充放電設備・充電設備を設置する際は、必ずしも車載型蓄電池の導入は必要ありません。）

5-6. 充放電設備の数と車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）の台数は同数にする必要がありますか。

原則、同数です。ただし、遠隔操作により対象の車載型蓄電池が全て充放電できる環境が整っていればその限りではありません。

5-7. ソーラーカーポートは補助対象となりますか。

太陽光発電モジュール一体型カーポート、または、太陽光発電モジュール、架台、カーポート(太陽光発電モジュールの土台となるものに限る)は補助対象です。

5-8. 系統との連系に必要な設備は補助対象になりますか。

連系に必要な最低限の設備は補助対象です。

5-9. エネルギー需要や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備やソフトウェア等の補助対象範囲は何処までになりますか。

市販されている設備・ソフトウェア及び通信・制御の最適化や制御対象設備群の構成に合わせたソフトウェア修正等は補助対象となりますが、特注品・新規開発製品など(新しいソフトウェアの開発費用など)については補助対象外になります。

5-10. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

実施設計・工事監理については補助対象となります。

5-11. 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

工事契約前であれば、当該工事については本補助事業の対象となります。

5-12. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

5-13. 補助対象として認められている配線を納期確保の観点から、自主的に補助対象外として申請することは可能ですか。

補助対象の設備や工事費については、補助対象事業の要件の適合性判断のため、自主的に補助対象外にすることはできません。

5-14. 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

可搬式蓄電池は補助対象外とします。

ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、災害時に転倒・浸水等により破損しないように、適切な固定措置をとっていただくことが必要です。

5-15. IoT 製品のセキュリティ対策について、どのような対応が必要ですか。

本補助事業では、IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品★1（レベル 1）以上を使用する必要があります。

<対象となる機器>

本補助事業では、JC-STAR の取得対象となる機器は、以下のうち、IP 通信機能を有する機器を想定しています。

- ・太陽光発電用パワーコンディショナ（PCS）
- ・定置用蓄電池（PCS 部分を含む）
- ・EMS（エネルギーマネジメントシステム）
- ・制御装置
- ・その他、IP 通信機能を有する補助対象設備

<対象とならない機器>

IP 通信機能を有さない機器は、JC-STAR の取得対象とならないため、本対応の対象外です。
監視カメラのようにデータ通信を行うものの、太陽光発電設備・蓄電池システムと直接連携しない機器は、本対応の対象外です。

<確認方法>

JC-STAR 適合ラベル取得製品リストで、対象製品が JC-STAR 適合ラベル取得製品であるか確認してください。

(参考) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) : <https://www.ipa.go.jp/>

JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

5-16. JC-STAR 適合ラベル取得製品は、既存設備も対象ですか。

既存設備への接続を行う場合、既設分についての更新は必須ではなく、セキュリティ確保の観点から推奨します。

既設設備に接続して使用する場合でも、既設設備の更新自体は本補助事業の要件ではありません。既設の EMS を継続して使用する場合、当該 EMS の入れ替え自体は本補助事業の要件ではありませんが、システム全体のセキュリティ向上の観点から、認証製品への切り替えやソフトウェアのアップデートを推奨します。

同一システム内で既設の EMS などに接続する場合は、既存機器のメーカー名や型番を確認できるようにしてください。

5-17. JC-STAR 適合ラベル取得製品の対象は、インターネットで通信を行う機器だけですか。

JC-STAR 適合ラベル取得製品の対象は、インターネット（パブリック）で通信を行う機器だけではありません。

社内 LAN（プライベート）などのクローズドネットワークでのみ IP 通信を行う機器も対象に含まれます。

なお、IP 通信機能がなく、RS-485 などでもシリアル通信を行う機器はラベル取得の対象外となります。

6.【採択以降について】

6-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

問題ありません。

6-2. 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。

交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

6-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。

6-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。

補助事業の運営上、一般競争が困難又は不適當である場合は、指名競争、又は随意契約によることができます。該当する場合は、交付申請時までその理由書を添付のうえ、協会に相談してください。ただし、単に当該業務に精通しているという理由のみでは、随意契約を認めることはできません。

6-5. 補助対象となる工事と補助対象とならない工事（全額自己負担）を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。

別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用及び管理費等が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

6-6. 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

本補助事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により交付申請に記載の完了予定日までの事業完了が難しいことがわかった場合は、速やかに協会にご相談ください。

6-7. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。

交付申請時においては、採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。交付決定後の完了実績報告時においては、交付決定通知で示された補助金交付額が上限になります。

6-8. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行ってよいですか。

採択時、交付決定時の事業計画内容と異なるものは、原則認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

6-9. 補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更」とは、補助対象経費において交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更で、かつCO₂の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要が生じた場合は、独自に判断せず必ず協会へ相談してください。

6-10. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等）の整理をお願いします。

工事代金を支払う際は、請求金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。

振込手数料は補助対象外です。

6-11. PO ファイナンスを活用することを検討していますが、注意事項はありますか。

手続きに時間を要しますので、当協会に早期に事前相談してください。

7. 【事業完了後について】

7-1. 補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合補助金返還の可能性はありますか。

事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。

補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

なお、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還が発生する可能性があります。

7-2. 補助事業で取得した財産の処分が必要になった場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

本補助事業では財産処分等を行わず、代表事業者が取得財産等の処分制限期間※において、補助目的に沿った管理・運用を行っていただくことを想定しています。なお、財産処分の必要が生じた場合は所定の手続きを行なった上で、財産処分納付金を納付していただく場合があります。以下参考にしてください。

補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。(交付規程第8条第1項第十四号)

※ 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して環境大臣が別に定める期間。

7-3. 「得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させる」とはどういう意味ですか。

補助事業者は、補助対象設備の処分制限期間を経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果(環境価値)についてカーボンクレジット・グリーン電力証書・非化石証書制度を活用してはならないということです。

7-4. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。

交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の処分制限期間を経過するまで、認証を受けることはできません。

7-5. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果(環境価値)をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果(環境価値)をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはカーボン・クレジット制度と同じく、認められません。

7-6. 圧縮記帳は適用可能ですか。

所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。

本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

7-7. 余剰電力は売電できますか。

売電はできません。

本補助事業では、逆潮流は認められていませんので、再エネ発電電力は全て自己消費をすることが必要です。

また、発電電力に余剰が発生した場合は出力抑制を行う必要があります。

7-8. 電気事業法の改正により小規模な再エネ発電設備を設置する事業者に届け出等が必要になりましたが、具体的にはどのようなものですか。

令和4年6月に電気事業法が改正され、10kW以上50kW未満の再エネ発電設備を「小規模事業用電気工作物」とし、①技術基準適合維持義務、②基礎情報の届出、③使用前自己確認検査の届出が必要となりました。

7-9. 補助対象設備の解体・撤去等について、注意すべき点がありますか。

補助対象設備の解体・撤去等については、以下のガイドラインを参考に、必要な経費を算定し適切な経費の積立等を行うとともに、適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施してください。

『廃棄等費用積立ガイドライン』（資源エネルギー庁）

『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省）

8. 【新手法による電力融通モデル創出事業について】

8-1. 本事業における「需要場所」とはどういう意味でしょうか。

本事業における「需要場所」とは、電気事業法施行規則第三条第2項各号のいずれかに該当する「一の需要場所」のことを示します。

なお、事業実施場所が「一の需要場所」と認められるかについては、電力供給承諾書の契約を行う一般送配電事業者様又は配電事業者様にご相談ください。

8-2. 「一の需要場所」の定義について留意点がありますか。

以下に「一の需要場所」に係る規程の見直しが記載されていますので確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/02_faq/index.html

複数需要場所を1需要場所とみなすことについて

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

8-3. 電力融通を行う複数の需要場所において、現在は系統につながっているのですが、その系統を残す必要がありますか。

本補助事業の要件を満たすためには、（非常時のみではなく）平時の電力融通の実施が必須であり、電気事業法上、一般的には複数需要場所1引込とする必要があります。詳細は以下をご確認頂くとともに一般送配電事業者等にご相談ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/juyoubasyohikikomi.pdf

8-4.既に共同受電の形態になっている需要場所が複数の需要場所として認められますか。

共同受電形態前のそれぞれが本来の「一の需要場所」と認められるかについては一般送配電事業者様にご相談ください。

なお、認められた場合それがわかる議事録等の資料を提出してください。

8-5. 計画策定事業で計画策定した場合、翌年度以降設備導入事業を行うことが、必須ですか。

特段の事情がない限り、翌年度に設備導入事業を開始してください。

設備導入を実施しない場合は、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

なお、計画策定事業は、設備導入事業の詳細な計画を策定するものであり、実現可能性調査ではありません。計画策定事業の応募時点で、事業計画の基本設計（事業実施体制、導入システムの概要、資金計画、CO2削減効果等）は完了している必要があります。

また、設備導入を補助事業として行う場合、応募する年度の補助事業の事業要件等を満たしたうえで、応募申請を行っていただき、採択される必要があります。**太陽光発電設備等、各設備に係る要件にご留意ください。**ご不明な点につきましては、協会にお問合せください。

8-6. 電力融通は双方向であることが必須ですか。

必須ではありません。

8-7. 電力を融通する複数の建物の所有者は単独法人でも構いませんか。

単独法人でも構いませんが、導入設備の所有者は第三者保有（TPO）であることが必要です。

8-8. 2つの建物間での電力融通でも補助対象となりますか。

異なる需要場所の建物間の電力融通であれば補助対象となります。

なお、災害時においても自営線による需要場所間の電力融通が可能なシステムであることが必要です。

8-9. 事業の実施対象となる建物の規模や再エネ発電量に制限はありますか。

事業の実施対象となる建物は、建築確認済の建物であることが必要です。

なお、物置等の消費電力の少ない建物(系統接続が必要ない程度)の用途性が事業にふさわしくないものは補助対象外です。

また、再エネ発電量については制限がありませんが、発電電力は事業の対象となる需要場所全体で、全て自己消費する必要があります。

8-10. 導入する設備は、実用段階の設備でないといけないのですか。

確実に CO2 削減効果を発揮する設備の導入を支援するものであるため、補助対象となる設備は実用段階にあるものに限ります。

なお、補助対象となる設備は、当該設備の法定耐用年数以上の期間、事業の目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。

8-11. 導入する設備が市販されていない特注品等の場合、満足しないといけない安全基準等を教えてください。

特注品等の設備を導入する場合も、当該設備に関連する法令を遵守してください。

なお、特注品であっても No.8-10 のとおり補助対象となる設備は実用段階にあるものに限ります。

8-12. 設備導入を行う建物は、既設の必要がありますか。

新築、既設は問いません。

8-13. 補助事業の開始後、事業完了までの期間中に進捗状況等を報告する必要があるでしょうか。

事業実施中の適切な時期に、ヒアリング又は現地調査等実施する場合があります。

実施時期については、事業開始後に協会よりご連絡します。

8-14. 地方公共団体との防災協定はいつまでに締結が必要でしょうか。

応募申請や交付申請の時点で協定が未締結の場合は、締結予定であることを説明できる資料（地方公共団体と交わしている協定案や議事録など）を自治体担当者と連名で提出し、遅くとも事業完了日（当該年度の 1 月末日）までに協定を締結してください。

8-15. 補助率が 3 分の 2 になるには、防災協定にどのような内容が記載されていることが必要でしょうか。

補助事業における電力融通対象のいずれかの需要場所が、防災協定において、災害時に利用される拠点として位置づけられていることが必要です。

8-16. 事業完了までに防災協定が締結できなかった場合はどうなりますか。

状況によっては補助率が 1/2 に変更になる可能性があるため、締結の見込みが立たなくなった時点で、速やかに協会までご相談ください。

8-17. 既に防災協定を締結している場合の補助率はどうなりますか。

既存の防災協定において、「補助事業における電力融通対象のいずれかの需要場所が、災害時に利用される拠点として位置づけられている場合、補助率は 3 分の 2 となります。

それらが確認できない場合は、2 分の 1 となります。

8-18. 地方公共団体との防災協定を締結する場合、地方自治体の施設への電力供給は必要でしょうか。

地方自治体の施設が本補助事業の実施対象となる場合は必要です。

8-19. 地方公共団体と締結する防災協定は需要家が個別に締結する必要があるのでしょうか、それとも事業者が締結するのでしょうか。

1 以上の需要場所が防災協定に位置づけられており、防災時に活用されることが示されていれば、名義について特段指定はありません。

なお、防災協定の内容や締結の形式等に係ることは、設備導入事業の実施場所が属する地方公共団体とご相談ください。

8-20. 「防災協定等を証明する提出書類」と「電力供給承諾書(接続の同意を証する書類)」については、計画策定事業でも提出が必要でしょうか。

「設備導入事業」を実施するための「計画策定事業」なので「電力供給承諾書(接続の同意を証する書類)」として一般送配電事業者との「打合せ議事録」等の提出は必須です。

なお、「防災協定等を証明する提出書類」においては必ずしも提出は必要ではありません。

8-21. 再エネ発電設備の導入は必須要件でしょうか。

本補助事業の補助対象設備として導入することが必須要件です。なお、既設の再エネ設備を活用することは可能ですが事業効果（CO2 削減量、CO2 削減コスト）としての計上は出来ません。

8-22. 電力供給承諾書が応募申請時に間に合わない場合、どうしたらよいでしょうか。

応募申請時に承諾書を入手できない場合は、契約に向けた活動を行っていることが判る資料（契約案や議事録など）を提出してください

8-23. 自己託送は認められますか。

認められません。

8-24. 再エネ発電設備及び蓄電池はすべての需要場所へ導入する必要がありますか。

すべての需要場所へ導入する必要はありませんが、事業全体でそれぞれ 1 以上の導入が必要です。

8-25. 導入する需要側設備は、対象の需要場所のうち、いずれかのみで良いでしょうか。

すべての需要場所に、需要側設備を 1 以上導入してください。

8-26.蓄電池の出力や容量に関する具体的な基準はありますか。

基準は設けていませんが事業内容に相応しい仕様である必要があります。

- ・導入する再エネ発電設備の電力を当該需要場所内で消費した上、需要場所間で電力融通すること。
- ・電力融通した上、その余った電力を蓄電池に充電し活用できること。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提としたもの。

8-27. 蓄電池の活用について、稼働条件の目安はあるでしょうか。

平時では原則、「少なくとも週に1回の充放電実施ができること。」が稼働目安です。

8-28. 既設の自営線を活用することは可能でしょうか。

既設の自営線を活用することは可能です。ただし、資産については、第三者保有であることまでは求めませんが、継続して事業を実施できることがわかる覚書などが必要です。

8-29. 補助対象経費として導入する設備は、すべて EMS 制御が必要ですか。

本補助事業では、補助対象経費として導入するすべての設備は、一つの EMS 制御下にあることが必須要件です。

8-30. EMS 制御下とありますがどのような EMS が対象でしょうか。

EMS の機能としては、最低でも、「補助対象として導入する設備の電力消費量、動作状況を把握でき、再エネ発電量や需要家の電力需要に応じて、需給バランスを考えた運転制御が出来ること」が必要です。EMS の機能として監視、計測だけは制御とみなしません。

8-31. 需要場所所有者と補助事業実施者が親子関係（補助事業実施者が需要場所の所有者の100%子会社）である場合も第三者所有とみなされますか。

各々が登記上独立した団体もしくは企業であることが必要であり、以下に該当する場合は、第三者所有とみなされません。

- ・需要家と代表事業者が親会社・子会社・孫会社などの資本関係がある場合
- ・需要家と補助事業実施者の代表者が同一人物である場合
- ・需要場所の所有者が PPA 事業者である場合

※一部資本関係はあるが、直接的な支配・従属関係がなく、連結財務諸表に含まれない法人の間で契約を締結する場合は第三者所有とみなされます。

8-32. 他の補助事業を実施した場所や建物等で本補助事業に応募することは可能ですか。

既に実施された補助事業と事業内容及び事業効果が重複する場合は、本補助事業への応募は出来ません。本補助事業に応募をされる場合は、上記の重複する範囲を除外した事業内容にしてください。

8-33. 設備導入事業を複数年度事業で応募する場合、事業を実施しない年度があってもよいですか。

複数年度事業の場合、補助事業期間のすべての年度において補助事業を実施する必要があります。

また、事業を実施しない年度を含む計画で応募申請をすることはできません。

8-34. 計画策定事業では、設備導入事業における関係者が決まっていなくても良いでしょうか。

計画策定事業の交付申請時において、設備導入事業の補助事業者と関係者を確定していることが必要です。

8-35. 本補助事業において、電力融通や蓄電設備の導入による CO2 削減効果とは、どのように考えれば良いのでしょうか？

対象建物において再エネ発電を導入する場合は、その建物内での自家消費による CO2 削減効果がありますが、他の建物への発電電力量の融通や蓄電設備の導入により、再エネ発電電力をより有効に活用することができます。この有効に活用できる電力量が、電力融通および蓄電設備による CO2 削減効果となります。

8-36. 実施計画書では、電力融通等による CO2 削減効果をどのように記載すれば良いのでしょうか？またその電力融通量の基準はありますか。

実施計画書等の「＜6.事業の効果＞」欄の【CO2 削減効果】を記載する表について、導入設備である再エネ発電設備の CO2 削減効果を記載いただく際に、電力融通や蓄電設備の導入による発電量の有効活用による効果を、その内訳として分かるように記載ください。

その際、内訳部分の「耐用年数」については、記載の必要はありません。

なお、導入する再エネ発電設備の 10%以上が電力融通で有効利用できることが必要です。

記載例：

需要場所間の電力融通、蓄電池活用によるCO2削減量（年間、耐用年数期間）一覧表：

設備毎のCO2削減量	年 間			耐用年数	耐用年数期間	合計
	【kWh】	【t-CO2】	【%】	【年】	【t-CO2】	【t-CO2】
再エネ発電可能な電力量	15,000	6.24	100%	17	105.06	105.06
①活用できる電力量	14,900	6.18	99.3%			
建物毎の自家消費	8,500	3.53	56.7%			
電力融通	3,500	1.45	23.3%			
蓄電池効果	2,900	1.20	19.3%			
その他(上記以外の活用)		0.00	0.0%			
②活用できない電力量	100	0.06	0.7%			
需要側設備(導入効果)		0.04			0.00	
空調設備	100	0.04			0.00	
		0.00			0.00	
		0.00			0.00	

※赤字部分を記載ください。

8-37. 計画策定事業の一部を第三者に依頼する場合、委託に該当するという理解でよいですか。

本補助事業においては委託として認められます。業務費として計上してください。

なお、委託先の選定においては競争原理が働くよう手続きを行ってください。

また、委託先が計画策定事業の実務において主要な役割を担う場合は、その委託先を共同事業者としてください。

8-38. 設備導入事業において、計画書は具体的にどのような計画が求められますか。

事業目的、事業要件を満たしている計画であり、システムのブロック図と導入を計画する設備の仕様決めまで（CO2 削減効果の数値計算は可能であり、実際のシステム構築には詳細設計図の作成が必要なレベル）を求めています。

<変更履歴>

更新日	頁	項目	更新内容
令和 8 年 4 月 2 4 日初版			
令和 8 年 6 月 2 6 日改正	9～10	5-15	IoT 製品のセキュリティ対策の要件化に伴い、「原則」を削除するとともに、取得製品を使用できない場合の記載を削除
	15	8-5	計画策定事業の留意点として、実現可能性調査ではないことを追記 設備導入の際の太陽光発電設備等の要件に留意することを追記